

行政文書不開示決定通知書

河村 雅美 様

環 境 大 臣
山 本 公



平成28年8月10日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
2013年1月1日以降、環境省と米軍間で交わした琉球・奄美の世界自然遺産登録に関する文書すべて（電子メール等電磁的記録も含む）
- 2 不開示とした理由

開示請求のあった行政文書に該当する資料は、非公開を前提とし、作成されたものです。

従って、法律第5条第3号に掲げる不開示情報（公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある情報）に該当し、不開示といたします。

*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

*担当課等

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
水・大気環境局総務課
TEL：03-3581-3351 内線6571

行政文書開示決定通知書

The Informed-Public Project
代表 河村 雅美 様

環 境 大 臣 公
山 本 公



平成28年8月10日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

2013年1月1日以降、環境省と国際自然保護連合（各委員会含む）及びユネスコ間で交わした琉球・奄美の世界自然遺産登録に関する文書すべて（電子メール等電磁的記録も含む）

（ア）TENTATIVE LIST SUBMISSION FORMAT（暫定一覧表記載申請書）

（イ）TENTATIVE LIST SUBMISSION FORMAT（暫定一覧表記載申請書再提出版）

2 不開示とした部分とその理由

1（ア）のメールアドレスについては、国の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、いたずらや偽計に使用され、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号柱書に該当するため、不開示としました。上記以外の環境省と国際自然保護連合及びユネスコ間で交わした文書については、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがあり、法第5条第3号に該当するため、不開示としました。

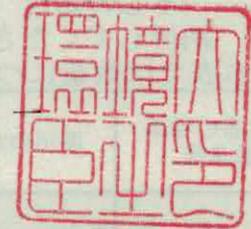
* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

行政文書開示決定通知書

The Informed-Public Project
代表 河村 雅美 様

環 境 大 臣 公
山 本 公



平成28年8月10日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

2013年1月1日以降、琉球・奄美の世界自然遺産登録に関する会議の文書（議事録、資料など）すべて（電子メール等電磁的記録も含む）（すでに公開されていない文書に限る）

（1）世界遺産条約関係省庁連絡会議（平成25年1月）

2 不開示とした部分とその理由

不開示部分無し

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。